

## 「IMAGINE KANAZAWA 2030」ロゴマークの使用について

### 1. 趣旨

この規程は、別図に示す「IMAGINE KANAZAWA 2030」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものです。

### 2. 使用目的

ロゴマークは、金沢 SDGs の普及啓発を推進する目的で使用してください。

### 3. 使用できる方

営利を目的とする場合を除き、誰でもロゴマークを使用することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 金沢市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

### 4. 使用上の遵守事項

(1) シンボルマークを使用しようとする方は、あらかじめ「IMAGINE KANAZAWA 2030」ロゴマーク使用計画書（様式第1号）を、金沢市にご提出ください。（但し、共同研究者である公益社団法人金沢青年会議所及び国連大学サステナビリティ高等研究所 いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットはこの限りではありません。）

(2) 基本的に、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないでください。応用使用を希望される場合は事前にご相談ください。

(3) 使用計画の内容が、次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の中止を求めますので、その場合はすみやかに使用を中止してください。

（ア） 3.（1）～（5）に該当すると認められるとき。

（イ） 使用計画書の内容に偽りがあったとき。

### 5. 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とします。

### 6. 免責

金沢市は、ロゴマークの使用にあたり、使用者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負いません。

### 7. 問い合わせ先

金沢市都市政策局企画調整課 [ (076)220-2031 ]



想像してみよう 金沢のミライ  
**IMAGINE**  
KANAZAWA 2030

